

# 法教育担当教員研修の実践と課題<sup>†</sup>

## —教員免許状更新講習を通して—

黒川 亨子\*

宇都宮大学教育学部\*

法教育推進の取組みは、法務省の主導により精力的に実施されているものの、未だ十分に普及していないことが全国調査の結果から判明した。本稿は、筆者が担当した教員免許状更新講習において実施したアンケート等の分析により、法教育を担う現職教員が抱える課題を明らかにしたうえで、法教育を充実させるための方策について検討を行うものである。

キーワード：法教育、教員研修

### はじめに

司法制度改革に端を発した法教育推進の取組みは、法務省の主導により精力的に実施されてきた。ここでいう法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を意味し、法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であることに大きな特色がある<sup>1</sup>。法教育についての記述が強化された学習指導要領が、小学校および中学校では2008年より、高等学校では2009年より全面的に実施されている。

しかしながら、2012年ないし2016年に実施された全国調査の結果<sup>2</sup>から、法教育は未だ十分には普及していないことが判明した。例えば、中学校（回収率21.4%）においては、法教育の取組状況全般に対する認識や評価として、「とても充実している」「まあ充実している」との回答は全体の1割程度であり、「どちらともいえない」「あまり充実していない」と

の回答が多い<sup>3</sup>。また今後、法教育の充実に向けて取り組むにあたり、「教科書や教材の充実を進めてほしい」「教員に対する研修の機会等を充実させてほしい」等の意見や要望がある<sup>4</sup>。前者については、法務省が小学生、中学生および高校生を対象とした教材を公開する一方で<sup>5</sup>、後者の法教育を担う教員の資質やその資質向上のための教員研修等の取組みに焦点を当てた研究は、数少ない。

筆者は、以前、法教育を実施するためには、まず法教育を担う教員自身が、法的なものの見方や考え方を学ぶとともに、国家権力の監視役としての「批判的市民」たる資質を身につける必要があると論じ、教員志望の大学生に対する法教育の取組みを取り上げた<sup>6</sup>。本稿は、筆者が2013年ないし2016年に担当した教員免許状更新講習「刑事手続と裁判員制度」(受講者総数124名、毎年30名前後の受講者があった)における講習や受講者アンケート等の分析により、法教育を担う現職教員が抱える課題を明らかにしたうえで、法教育を充実させるための方策について検討を行うものである。

### 1. 講習の概要

本講習は、刑事手続や裁判員制度を概観し、刑事裁判の目的や刑事裁判におけるルールなどを学習したうえで、模擬評議を行うものである。法教育は、制度や概念の暗記学習にとどまらず、現行制度を批判的に考察し、主権者としてよりよい制度を形成していく能力を生徒に修得させるものでなければなら

<sup>†</sup> Kyoko KUROKAWA\*: A Study on Teacher Training Program for Law-Related Education in the Teacher's License Update Courses  
Keywords : Law-Related Education, Teacher Training Program

\* School of Education, Utsunomiya University  
(連絡先: kurokawa@cc.utsunomiya-u.ac.jp)

ない。以上の観点から、本講習は、模擬評議を通じ裁判員の職務を体験することによって、教員自身が裁判員制度の意義や課題を実感し、法教育や主権者教育を実施する能力を身につけることを目標とするものである。

講習（6時間）のスケジュールは、以下の通りである。まず、①講習の冒頭において、法教育、主権者教育および裁判員制度に関するアンケートにご協力いただいた。続いて、②刑事手続および裁判員制度に関する講義を行った（3時間）。その後、③模擬評議を実施し（2時間30分）、④筆記試験（30分）のあと、⑤事後評価（定型のアンケート）を行った。本章では②および③を取り上げ、次章以降において①、④および⑤の分析を行うこととする。

## （1）講義内容

### （I）刑事手続について

裁判員が参加する裁判は刑事裁判であるため、まず、刑事事件の流れ（犯罪発生→捜査→起訴→公判→判決→刑の執行）を概観したうえで、憲法、刑法および刑事訴訟法の役割とそれぞれの関係を説明した。憲法とは何か、また、憲法と法律の違いなどを中心に取り上げた。

次に、刑事裁判の目的（実体的真実の発見と人権保障）を説明し、両者の要請が衝突した際には、後者が優先する旨を強調した。また刑事裁判とは、「人を裁く」ところではなく、被告人が有罪であることについて、検察官が「合理的疑いを超える立証」をなしたか否かを判断するところであることを説明した。刑事裁判と犯罪被害者との関係についても言及した。

さらに、刑事裁判のルールとして、「無罪の推定の原則（疑わしきは被告人の利益に）」、「立証責任は検察官にあること」「有罪を認定するためには、検察官による合理的疑いを超える立証が必要であること」等の説明を行った。筆者が「無辜の不処罰」の意義を強調したのは、刑事裁判実務がこれらの原則に忠実な形で運用されていないという現状に、数多くの冤罪事件の原因があるからである。憲法を具体化した刑事訴訟法の価値判断として、実体的真実発見の要請よりも人権保障の要請が優先することを再度確認した。

## （II）裁判員制度の意義と課題について

裁判員制度導入の背景と経緯として、これまでの刑事司法の現実（官僚司法、高い有罪率、精密司法、調書裁判および公判の長期化等）を説明したうえで、裁判員制度導入によって期待される効果（核心司法への変革、直接主義や口頭主義に基づく裁判および五月雨式裁判の改善等）に言及した。次に、裁判員制度の概要（対象事件、選任の流れおよび裁判員の権利と義務等）を説明した。さらに、裁判員制度の課題について取り上げた。例えば、裁判員制度の目的と刑事裁判の目的が調和するか否か、被害者参加制度が裁判員裁判で実施されることの懸念、裁判員の心理的負担のケアの問題および罪責認定手続と量刑手続が分離されていないこと等である。

## （2）模擬評議

筆者が法的説明や争点の提示等を行い、評議用の教材DVD<sup>7</sup>を視聴した後、受講者を5～6名のグループに分けて、罪責認定（有罪か無罪か）に限定した評議を行った。評議中、筆者は各グループを巡回し、受講者からの質問に適宜対応した。評議終了後、グループごとに結論とその理由を発表していただいた。なお、模擬評議の内容等は、前稿<sup>8</sup>と重複するところが多いため、紙幅の関係上割愛する。

## 2. 受講者アンケート分析

（※以下の〔〕内の数字は、回答数を示す）

### （1）勤務校での法教育の取組みの現状（回答総数124）

「法教育にどのように取り組んでいるのか」との問いに対する主な回答は、以下の通りである。

「教科書による指導のみ」[83]、「行っていない」[9]、「模擬裁判や裁判傍聴などの取組み」[6]、「生活指導の一環として、ルールやマナー、善悪の判断を指導」[6]、「個別の法律（例えば、道路交通法など）を教える」[2]、「模擬国会や模擬選挙等の取組み」[2]である。なお、受講者が、法教育の定義について曖昧なまま本問に回答した可能性があることを付言する（後述3.（1）参照）。

### （2）裁判傍聴の経験の有無（回答総数124）

教員の裁判傍聴の経験の有無については、「経験あり」[36]、「経験なし」[88]である。なお、「経験あり」の教員の身分の内訳は、高等学校地歴・公民

科[13]、中学校社会科[12]、小学校[8]、その他[3]である。

### (3) 教員にとって、法教育は難しいか。難しいと感じる理由は何か。

「法教育は難しいか、難しいと感じる理由は何か」という問いに対し、「難しくない」[11]との回答があった。その理由として「小学校では少し学習するだけ」「あまり深く教えていない」という消極的理由が挙がる一方で、「社会科の教員として法教育は最も大切なことだと自負しており、『望ましい国家の主権者としての資質』こそが『望ましい公民的資質』だと考えている」「身近な事例を踏まえながら、教科書と連動させて行っている。生徒と一緒に考えることによって自然と理解が深まっている」等、法教育に熱心に取り組む教員からの回答があった。

しかしながら、「法教育は難しい」との回答が多数を占めた。以下、その理由を教員側および生徒側の視点に分けて紹介する。

#### (I) 教員側の視点からの回答

##### (i) 教員の知識不足 [25]

「教員が法に無知なので教えられない、スキルがない」との回答が多い。より具体的に踏み込んだものとして、「教員の専門的知識が乏しく、表面的な授業になってしまう」「自身に裁判傍聴等の経験がなく、教科書の記載に頼るのみである。その結果として、裁判の仕組み等に触れる程度の授業しかできない」「法教育により生徒にどのような力を身につけさせたいのかが、自分自身の中で曖昧である」「地裁、高裁、最高裁での判決内容が異なる場合に、最高裁の判決に疑問を感じる事が多い。しかし、自身の勉強不足ゆえ、釈然としないまま判例を示すだけの授業となってしまう」等の回答があった。

##### (ii) 授業時間不足 [15]

「学校行事が多く、まとまった時間確保が困難」「学校教育には〇〇教育があふれており、それらをすべて取り上げて実施することは不可能」「法教育に力を入れたいと思っても、授業時数や受験等の関係から、概論だけで精一杯になってしまう」「時間的余裕や内容的余裕がないところに、新しいものが『必要だから』との理由で投入され、学校教育体系が混乱している」等の回答があった。

##### (iii) 実施したことがない [13]

「小学校低学年の担当が多く、法教育の経験がない」「法教育をあまり意識したことがなく、考えたことがない」等の回答があった。

##### (iv) 条文や専門用語の難解さ [5]

「専門用語の理解が困難」等の回答があった。

##### (v) 教育の政治的中立性（教育基本法14条2項）に関する問題 [4]

「教育の政治的中立性を保つために苦心する」「保護者を意識してしまう（学校にすぐに苦情が入る）」「管理職や同僚からの命令や指摘と、学習指導要領とのギャップが大きい」「多くの教員が、技術的には全く問題がなく公正な授業を展開できるはずだが、それができない状況にある」との回答があった。

#### (II) 生徒側の視点からの回答

##### (i) 生徒の意識や関心の低さ [8]

「生徒の意識が低く、他人事である」「子どもたちは生まれながらに権利を持っているため、権利獲得のためにどれほどの努力が行われたのか、権利がどれほど大切なのかを実感することが難しい」「受験科目との関係で、熱心に取り組む生徒が少ない」等の回答があった。

##### (ii) 法解釈や専門用語の難解さ等 [4]

「生徒が法律に対し堅苦しい先入観を持っている」「難解な語句が多い」「法律の解釈が難しい」「下級審での判決が覆ることが多々あり、法の解釈がそれぞれの主観によって大きく変わるため、理解が困難」との回答があった。

#### (4) 法教育の充実のために必要な取り組み

以上のような現状を踏まえ、「今後、学校現場で法教育を充実させるために、どのようなことが必要だと思うか」との問いに対し、以下のような回答があった。

##### (I) 教員の資質向上のための研修 [34]

研修を通じた教員のスキルアップが必要との回答が多数である。研修内容や方法について、「法教育の重要性を教員に認識させることが必要」「教科書だけでは不十分なので、専門家からの話を

聞く、裁判傍聴を行う等の研修が必要」「教員研修の方法を工夫する必要がある。法教育に関する研修は必修にすべき」等の意見があった。

## (II) 専門家との連携ならびに法曹関係者および大学教員等による出前授業 [28]

「専門家と連携しないと、教員レベルでは分からないことが多い」等の回答があった。

## (III) 適切な教材の提供 [7]

「1コマの授業で扱える模擬裁判のシナリオやDVDを作成してほしい」「分かりやすい内容のDVDを全校に配付してほしい」「パンフレットや資料が欲しい」等の回答があった。

## (IV) 授業時間の確保 [7]

「授業時間の確保が必要」との回答があった。また、そのために「学校行事を減らす、総合的な学習の時間を法教育に回す等の工夫が必要」との意見があった。

## (V) 法教育の具体的内容の周知や明確な位置づけ [5]

「どの学年で、いつ、どのような内容を指導すべきなのかを明確に示してほしい」「どのようなことをどの程度教える必要があるのか、どのような形式で教えることが効果的かを具体的に示してほしい」「法教育を制度として授業に位置づけられなければ、教員の都合で実施しない学校が多くなる」等の回答があった。

### 3. 研究

全国調査の結果と同様、今回の受講者アンケートにおいても、法教育が教育現場において十分普及しておらず、また教員が「法教育は難しい」と認識している現状が明らかになった。以下では、受講者アンケートにおいて多数の回答が見られた項目を中心に、法教育を推進するための方策について検討する。

#### (1) 「法教育」の定義や意義を周知すること

法教育と規範教育ないし道徳教育を混同しているアンケートの回答が多数あった[13]。すなわち、「物事の善悪を教えることが必要」「ルールを人間関係や社会秩序等の約束として段階的に理解させること

が重要」「10代であっても社会的責任を指導することが必要」「遵法精神を教える必要がある」等の回答である。また、「勤務校での法教育の取組みの現状」について、「教科書による指導のみ」という回答が大半を占めたが(2. (1) 参照)、その中には、法教育を、教科書記載の司法制度の内容や重要語句を押さえるといった従来の知識型の教育であると誤解して捉えた回答が多数含まれている可能性がある。

教員が「法教育とは何か」という定義自体についての理解さえ不十分な状況において、法教育の推進が期待できないのは当然であろう。さらに、「法教育を実施したことがない」との回答もみられる(2. (3) (I) (iii) 参照)。法教育を充実させるためには、まず法教育の定義や意義を周知するとともに、法教育の具体的内容の周知や明確な位置づけが必要である(2. (4) (V) 参照)。

#### (2) 研修等を通じた教員の資質向上

(I) 講習後に実施した筆記試験において、「講習を受講して、理解した点および理解できなかった点を明らかにしたうえで、受講者ご自身の法教育に関する今後の課題を述べてください」という出題をしたところ、ほぼ全ての受講者が、講習の成果として、「憲法と法律の根本的な違いが分かった」点を挙げていた。当初、筆者としては、講習の主題である裁判員制度を扱うにあたり、その前提として憲法の役割や、法律との相違、公務員の憲法擁護義務(憲法99条)などを確認するにすぎないという認識で講義を行ったが、「恥ずかしながら、憲法と法律の違いについて理解を深めた点が本日最大の収穫である」「最高法規である憲法は法律や政令等の上位法とばかり思っていたが、憲法は国家権力を担う公務員に対するもの、法律は国民に対するものという違いを初めて知った」「憲法は日本国民全てが守るものと思っていたが、児童に擁護義務がないことを知り驚いた」「私たち公務員には憲法擁護義務があることを知った。自身の無知に恥じ入るばかりである」というような解答が大多数を占めた。高等学校公民科教員や中学校社会科教員からも同様の記載が多数あったことは、極めて憂慮すべき問題である。

また、刑事裁判や裁判員制度に関しても「本講習を受講して刑事裁判に対する考えがずいぶん変わった。従来、私は、被害者側の立場に立って考えることが多かったが、今回、刑事訴訟法の存在意義や刑

事裁判のあり方を知り、今までより公平な考えを持つことができた」「裁判員制度の概要について理解しているつもりであったが、良い面しか捉えていなかった」「裁判員制度について、光と影の部分では、やはり光の部分のみに偏っていたと思う。今回、制度の課題についても学ぶことができた」「刑事裁判の目的やルールについての講義を受けた直後の模擬評議でも、うっかりそれを忘れてしまいそうになる自分があったことに驚かされた」等の解答があった。講習によって、受講者が初めて複合的な視点で裁判員制度をとらえ、また当該制度を批判的に考察する姿勢が生まれたことがうかがえる。

さらに、「受講者自身の法教育に関する今後の課題」については、「教科書の中で出てくる重要語句をしっかりと押さえることにばかりに目が向いていた自分に大きな課題があると感じた」「現場で法教育の授業を展開するときは、いつも知識の植え付けで終わってしまう。裁判員制度も概要説明だけになってしまい、意義や課題について考えさせることはしてこなかった」「裁判員制度を実施するということは、自分が裁判員になるというだけでなく、自分の子供や自分が教えている児童もなるということ、恥ずかしながら初めて考えることができた」「義務教育という公教育の中で、ややもすると無批判に国の制度や政治を受け入れてしまい、自分の考えを持たない教員が多くなる。そういう教員が教える生徒もまた同じである。教育者として自分自身の頭で考えて判断し、批判的な思考を持ち続ける社会人を育成するために、法教育を含めた社会科の授業を展開していかなければならないと再認識した」等の解答があった。講習を通じ、教員自身に法教育を目指す「法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考え」、「社会に参加することの重要性を意識付ける」態度が芽生えたといえよう。

(Ⅱ) 前述した通り、法教育は、知識型の教育ではなく思考型、社会参加型の教育と特徴づけられる。しかし、基本的知識がないところで思考することはできない。

受講者アンケートにおいて「法教育が難しい」原因として、多くの教員が、「自身の知識不足」を挙げており(2.(3)(Ⅰ)(i)参照)、「教員の資質向上のための研修が必要」との認識もっている(2.(4)(Ⅰ)参照)。また法教育の充実のためには、「専門家との連携ならびに法曹関係者および大学教

員による出前授業が必要」との回答も多いが(2.(4)(Ⅱ)参照)、その理由は、教員自身の知識不足に由来するものがほとんどであった。また、前述の全国調査においても、法教育に関する教員向けの研修会や勉強会が停滞している現状をふまえ、教員研修の要望があがっている。

法教育を担当する教員は、従来の知識型の教育を受けてきた者がほとんどであり、残念ながら、その知識すら不確かな状況である。法務省が、生徒に対する法教育の教材を豊富に提供したとしても、それらを使って授業を行う教員が「憲法とは何か」さえ理解しておらず、また国家の監視役としての批判的市民たる資質を身につけていない現状では、法教育は「法律の条文や制度を覚える知識型の教育」の域を出ない可能性が高い。法教育がなかなか普及しないのも当然の帰結である。法教育を推進するためには、このような法教育担当教員の現状をふまえ、教員に対する基本的知識からの研修が必須である。また、教員研修の実施にあたっては、多くの教員が研修の機会を持てるような配慮(2.(4)(Ⅰ)参照)が必要であろう。

なお、講習後に実施した事後評価の自由記載欄に、「模擬評議を経験させてもらって、とてもよかった。ただ講義を聴くだけではない方が勉強になる」「裁判員制度の概略は知っていたものの、実際に評議をしてみて、その難しさがわかったように思う」「疑わしきは罰せずという無罪推定の原則を認識していたつもりだったが、いざ模擬評議をやってみると被告人や被害者の家族の気持ちを考えてしまい、感情的な部分に流されそうになってしまった」との回答があった。教員研修において、模擬評議を実施することは、刑事法の概念を表面的に理解するだけでなく、刑事法の理念を貫くことの難しさを学ぶためにも有効であると思われる。また「公民の授業で裁判員制度を体験してみよう、という授業をしたが、生徒たちはどうしても感情が入ってしまって、事実のみを客観的に判断するという裁判員の本来のねらいから外れてしまった。本日の講習を通して、体験学習をする際には事前指導を十分にし、また予想される生徒の動き、考え方もシュミレーションしておく必要があったと感じた」との記載があった。教員が授業で体験学習を実施するための事前トレーニングとして、教員研修において模擬評議を実施することも必要であろう。

### (3) 教育の「政治的中立性」についての定義そのものを明らかにしたうえで、教員の専門的な指導の裁量を認めること

受講者アンケートから、教育の政治的中立性の要請が、教育現場を過度に委縮させていることが分かる(2.(3)(I)(v)参照)。本講習の休憩時間中にも、当該問題に関する個別質問が複数あった。「今、教育現場では、熱心にやればやるほど、保護者から訴えられるリスクが高まっているように感じている」との感想もあった。教育への政治的介入が疑われる事例も発生している現状<sup>9</sup>では、教員が、法教育が目指す「思考型、社会参加型の教育」を行うことは非常に困難であり、無難に従来の「知識型」の教育を行わざるを得ない。

何をもって「政治的中立性」というのかに関し、総務省および文部科学省が高校生向けに作成した副教材では、「やってはいけないこと」をランダムに列挙するだけである<sup>10</sup>。定義自体が曖昧では、萎縮的効果が生じる。その定義を早急に議論し、確定しなければならない。

また、「政治的中立性」の定義が明確に確定されてこそ、①教員自身の見解をどのように生徒に示すべきか、②授業でどのような補助教材を使用すべきか等、現在、教育現場を悩ませている問題への対応策もみえてこよう。この点、①については、前述の副教材において、「教員が特定の見解を自分の考えとして述べることについては、教員の認識が生徒に大きな影響を与えることから、避けることが必要」であるとされ<sup>11</sup>、②については、文部科学省から「あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせる」対象とする旨の通知が出されている<sup>12</sup>。しかしながら、このような運用は、教員に政治的に争いのある論点等を授業で取り扱うことや補助教材を使用することを過度に避けさせる萎縮的効果を及ぼしかねない。生徒に「良識ある公民として必要な政治的教養」(教育基本法14条1項)を修得させるためには、①「特定の政党を支持し、又はこれに反対するため」(同法14条2項)に、教員自身の見解を生徒に押し付けるような場合を除き、教員が、当該分野につき深い知識を有する専門家として、またひとりの主権者として、教員自身の考えを生徒に提示したり、②国会で審議中の問題に関する授業当日の新聞記事を、補助教材として使用したりすることは、非常に有効であろう。専門的知

識を有した教員による指導の裁量を認める運用がなされなければならない<sup>13</sup>。

もっとも、価値判断を伴う事柄について無色透明な中立はあり得ないところ、教員にこのような指導の裁量を認めるためには、教員に当該問題に対する深い認識と高度なバランス感覚<sup>14</sup>があることが前提となる。教科書記載の重要用語を表面的に丸暗記するにとどまり、概念や制度の本質的意義や課題を自ら考察していない教員に、政治的中立性を確保した授業を実施することは困難である。前述した研修を通じた教員の資質向上は、教員に指導の裁量を認めたいという教育の政治的中立性を確保するためにも必須である。

#### おわりに

「法教育を念頭に置きつつ、法学者が自らの研究する法領域を見直してみるという作業には、それぞれの法領域の基本的な考え方や価値、特徴的な法技術や制度を、意識的に再検討することを促すという副次的なメリットがある」との指摘がある<sup>15</sup>。筆者が本講習を通して気づいたのは、以下の2点である。

(1) 第一は、黙秘権(憲法38条1項)等の刑事法の基本概念は、「何事も正直に申告することが美德である」「不当な疑いをかけられたならば、反論すべきである」「それにもかかわらず黙っているのは、何かやましいことがあるからに違いない」といった通常の道徳規範や一般常識、経験則から矛盾する側面があるために、そもそも一般市民に理解されにくいものであるが、日常的に生徒指導に携わる教員にとっては、当該職務の現状との乖離ゆえに、より理解困難なものとなる可能性がある、ということである。

すなわち、生徒の問題行動が起こった際(例えば、休憩中に教室の窓ガラスが割られた場合)、教員は、事情聴取等の結果から事実を認定し、その後の対応を行うことになる。事実確認のために教員がその場にいた生徒たちに事情聴取を行う際には、「ガラスを割った者は正直に言いなさい」「事情を知っている者は名乗り出なさい」との指導がなされるのが通常であり、聴取の前に「言いたくなければ言わなくてよい」との言及はなされない<sup>16</sup>。また、特定の生徒数名の中に真犯人がいることがほぼ確実な事例(例えば、高層階の教室のガラスが割れた音がした直後に、廊下にいる教員が入室し、教室内にいる生

徒を特定できた場合)において、生徒たちから「自白」がなく、決め手となる客観的証拠もないときに、「誰がガラスを割ったのかははっきり分からないから、全員を無罪放免にする」として、当該案件を簡単に終結させることはないだろう。おそらく、「正直に言うように」との生徒に対する執拗な説得が続くのではあるまいか。以上のように、生徒指導において、教員は、いわば刑事手続における捜査機関と裁判官両者の役割を担い、また、生徒に事実上の「取調受忍義務」を課して事情聴取をする。「無罪の推定の原則」は働かない<sup>17</sup>。このような刑事法の理念から乖離した職務を日常的に行う教員にとって、通常感覚から抜け出すことは、一般市民よりも非常に困難となる可能性がある。また、普段「自分に不都合なことであっても、正直に申し出なさい」と指導する教員が、社会科の授業で「被告人には黙秘権があります」と説明しても、普段の生徒指導内容とのずれに、生徒は戸惑うだけである。結果として、教員も生徒も「黙秘権」という用語とその定義を表面的に暗記するにとどまる危険性が高い。

したがって、刑事法概念を十分に理解させるためには、用語の定義だけでなく、これらがなぜ必要なのか、これらが保障されていなければどのような不都合が起こるのか(実際に起こった拷問や冤罪の事例の紹介等)、なぜ刑事法の分野ではあえて一般常識とは違う考え方を採用するのか等、より踏み込んだ内容の理解が不可欠である。しかしながら、教員が自らの知識を第一次的に修得し、また授業で使用する教科書等には、以上のような刑事法概念の趣旨や背景などの記載が非常に少ない。以上を踏まえて教員研修の内容を検討すべきである。

(2) 第二は、全国民に対して法教育を通じ、刑事法概念を修得させることが重要である、ということである。実際の裁判員裁判では、裁判員法39条1項および同規則36条に基づいて、裁判員に対し刑事法概念や刑事裁判のルールに関する説示がなされる。しかしながら、裁判員がこれらを十分に理解しないまま審理に臨んだ疑いがある事例が複数存在する<sup>18</sup>。「刑事裁判のルールや用語の意味を知っていること」と、「その理念にしたがって判断できること」は同義ではない。義務教育を終了した有権者の中から無作為に裁判員を選任する(裁判員法13条、同法14条1号)という制度を維持する限り、裁判員となりうる国民には、刑事法の理念を修得し、

それにしたがって判断できる「裁判員たる資質」が要求される。しかし、「裁判員たる資質」は、一朝一夕では身につかないため、裁判員に選任されてはじめて裁判長からの説示をうけるだけでは、刑事法概念の表面的な意味の理解だけにとどまり、通常感覚から抜け出せていない状態で、裁判員の職務に就いてしまう危険性がある。したがって、少なくとも義務教育終了までの法教育において、刑事法概念にしたがって判断できる能力を全国民に修得させなければならない。また、並行して、実際に選ばれた裁判員に対する説示内容や適切な説示の方法を再検討する必要があるとともに、国民の裁判員たる資質をどのように制度的に担保するのかについての議論も必要であろう。

(3) 本稿の執筆にあたって、教員免許状更新講習を受講された教員の方々には受講者アンケート等へご協力いただき、また筆者の講義に対して率直なご意見や熱心なご質問を頂戴した。改めて御礼を申し上げます。また、「本講習を教職員サマーセミナーなどで開講していただけるとありがたい」「当初、教員免許状更新制度自体に疑問を持っていたが、今はやるべきであると思えるようになった」との嬉しい意見も頂戴した。本講習の経験を踏まえ、引き続き法教育担当教員の養成に取り組む所存である。

なお、筆者は、本務校である宇都宮大学において、教員養成課程の学生の必修科目である「日本国憲法」の授業を担当している。毎年、初回の授業において、学生たちがこれまで受けてきた憲法教育および法教育等に関するアンケートを実施している。これらの検討については、他日に期することとしたい。

## 参考文献

以下の註におけるウェブページの最終アクセス確認は、いずれも2017年3月15日である。

<sup>1</sup> 法務省法教育研究会「報告書 我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—」2頁(2004年)。

<sup>2</sup> 法務省「小学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書(2012年)、同「中学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書(2013年)、同「高等学校等(普通科)における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書(2015年)、同「専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践

状況に関する調査研究」報告書（2016年）。

- 3 法務省・前掲註（2）中学校52頁。
- 4 法務省・前掲註（2）中学校52頁。
- 5 法務省ウェブページ（<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>）参照。
- 6 拙稿「法教育担当教員養成の取組みと課題—模擬評議の実施から見えてきたもの—」宇都宮大学教育学部紀要第64号第1部77頁（2014年）。
- 7 裁判員制度広報用映画『審理』最高裁判所（2008年）。
- 8 拙稿・前掲註（6）。
- 9 政治参加の教育を議会が問題視した事例（朝日新聞（東京本社）2015年9月8日朝刊39頁）や、政党の公式ホームページで「政治的中立性を逸脱するような不適切な事例」を募るネットアンケートを行った事例（朝日新聞（東京本社）2016年7月10日朝刊4頁）がある。
- 10 総務省および文部科学省が高校生向けに作成した副教材『私たちが拓く日本の未来』参考編の高校生用Q&A、同副教材の『教師用指導資料』末尾の学校における指導に関するQ&A（総務省ウェブページ[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/senkyo/senkyo\\_nenrei/01.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html)）参照。吉村朋代「新しい公民科目と『法教育』—主権者教育・シティズンシップ教育との関係と課題—」広島国際大学教職教室論叢第7号35頁（2015年）は、これでは、結局何を以て政治的中立性をいうのかは、わからないと批判する。
- 11 総務省ほか・前掲註（10）教師用指導資料87頁。
- 12 平成27年3月4日付文部科学省通知（26文科初第1257号）「学校における補助教材の適正な取扱いについて（通知）」。
- 13 もっとも、生徒に教員自身の見解を伝える際には、生徒の発達段階を考慮して、伝え方に十分な配慮が必要である。生徒に教員自身の見解を伝える前提として、「教員の見解は、絶対的な正解ではないこと」「生徒が教員の見解に従う必要は全くないこと」「むしろ『先生が～と言っている』というただそれだけの理由で、無条件に従ってはいけないこと」を生徒に理解させなければならない。
- 14 吉村・前掲註（10）。
- 15 大村敦志「特集 法教育と法律学の課題 はじめに」ジュリスト1404号8頁（2010年）。
- 16 家本芳郎「明日（あした）につながる生徒指導 第

9回 きみには黙秘権がある」月刊生徒指導31巻15号50頁（2001年）。

- 17 家本・前掲註（16）は、教師が生徒に「やりました」と白状させることに最大の努力を払う原因として、以下を挙げる。すなわち、①（暴力を振るわれた等の）被害生徒がいる場合に、被害者の人権を守るため、②被害弁償（窓ガラス代金の弁償や治療費請求）が不可能になるため、③被害生徒の保護者は犯人割り出しや賠償、謝罪を強く求めるが、その要求に学校が応じないと学校を強く非難し、裁判を起こされる可能性があること、④悪いことをした生徒に相応の報いを受けさせなければ、当該生徒の人格発達にとってマイナスであること、⑤生徒のうそを認めると、教師がなめられ軽んじられることになり、これからの生徒指導に禍根を残すことになること、⑥「やりました」と認めさせることは、この事件を一挙に解決させることになること、⑦白状させられない教師は、他から指導力不足だと軽くみられるようになること、である。
- 18 例えば、以下のような新聞報道がある。①強姦致傷事件の審理中、被告人が真剣に反省しているかを確かめようとした裁判員が、被告人の返答が煮え切らない態度に憤り、「むかつくんですよ」と法廷で声を荒げて被告人を非難した事例（朝日新聞（東京本社）2009年11月20日朝刊38頁）、②強盗殺人事件の被告人が、事実関係について初公判から黙秘を続けたことについて、判決後の記者会見において、裁判員が「何か言えない事情があるのではないかとってしまった」と振り返った事例（朝日新聞（名古屋本社）2016年3月26日朝刊35頁）、③判決において、取調べ中「違法な脅迫に加え、弁護を受ける権利を侵害した」との認定がなされた事例において、判決後の記者会見で「やさしい取り調べでは本当のことは言わないのではないか」との見方をした裁判員の事例（朝日新聞（大阪本社）2011年3月2日朝刊39頁）などである。

2017年3月28日 受理